

賀茂齊王については「興」と区別する) などからみると、本木簡の「御興人」は上皇天皇皇后に関するものである。駕興丁は興をかつぐもので、「延喜式」では左右兵衛府に各50人、左右近衛府に各100人が配属されている。奈良時代においても駕興丁は、左右兵衛府と左右近衛府の前身である授刀寮・授刀衛、中衛府におかれていたと推測されるが、その点で本遺構において「御興人」木簡が「授刀所」木簡と伴出していることが注意される。

衛府関係の木簡として「衛門府」とある付札が2点と「□久米郡衛士養^(物銭カ)□□六百文」の衛士養物銭荷札がある。衛士の養物はその資養のために出身地から送られる物資で、この制度は、仕丁に関してとともに養老2年衛士・仕丁の出身房戸の雑徭代物を送る制度に始まった(令集解所引 養老2・4・28格)。正倉院文書には仕丁、衛士の火頭(廝丁)の国養物がみえ(大日本古文書 15-27, 170など)、また平城宮跡の調査でも養銭の付札2点が出土している(平城宮跡木簡概報(4)5, 年報1967)。これらの例(いずれも宝(字年間の例)によればこの木簡の600文は衛士1人の養物銭に当る。この木簡では郡が貢進主体となっているが、このことは、9世紀に郡司が養物貢進の責任者となっていたこと(三代格・昌泰(元・6・16格)、養物として副丁の雑徭の代物を軽貨と交易し、または舂米として送るという延喜式制との関連で注目されよう。

大殿の宿衛に関する(表)「大殿守四人 右□」(裏)「□殿四人 右五人」がある。大殿は「万葉集」に中宮西院の大殿・南細殿(3922(題詞)), 東常宮(東院)の南大殿(4301(題詞)), 「続紀」に藤原仲麻呂の田村宮の内の大炊皇太子の居処をさした例(宝字元・7・(庚戌・戊午条))などがあって、ある特定の殿舎の名称とは考えられず、ある区域の中心殿舎(正殿)をさす語である。本地区のA期にこれを求めるとすれば、北方の埴積壇上のS B7200が大殿の名にふさわしい建物であろう。ほかに「殿守二升」とあるものがある。

このほかに官符などの断片と考えられる(表)「應修理正倉□」(裏)「右^{肥後國山鹿郡}妙法蓮華」, 「□□所牒圖書寮」の削屑, 人名のみを記した付札5点などが注目される。

これらの木簡は本地区のA期の性格を知る資料となりうるものだが、その意味では、上皇天皇皇后などに密接に関係する「御興人」「授刀所」また「大殿守」木簡が注目される。またS B7802の廢絶時期は、年紀のある2点の木簡から一応勝宝5年以降におさえられるが、あるいは授刀所に関する上記の理解が可能ならば勝宝8年以降に下ることも考えられ、そうなれば本地区のB期の造営と宝字元年の大宮改修(続紀宝字(元・5・辛亥条))との関係が問題となつてこよう。

法華寺阿弥陀浄土院跡出土木簡(第80次調査) 本発掘区では、中央部の大きな土壌S K847から1点、西辺の小土壌S K838から3点、また発掘区北方20mの地点で調査用電柱埋設の際に1点、計5点の木簡が出土した。注目すべきは電柱埋設の際に出土した坤宮官縫殿に関する文書木簡である。出土遺構の性格は不明であるが、この地点は左京1坊の坊間大路の東側溝が通る地点と推定されている。

(表)「坤宮官縫殿出米參斗 右薪買」(裏)「遣如件 五月廿八日舍人池後小東人」

この木簡は坤宮官の存置時期から宝字2～5年のものと考えられる。坤宮官には光明皇太后の日常生活運営のため幾つかの下級官司がおかれていたが、縫殿もその1つと考えられ、その初出史料として貴重である。また中央官司が米で以て交易をするのは珍しい例である。

(今泉隆雄)